令和９年度

こども・子育て

三原市放課後児童クラブ

入会申込・利用の手引



三原市

こども部子育て支援課

昨年度とのおもな変更点等

①保護者負担金の見直し方針について

令和４年度に策定した方針の枠組み（激変緩和措置終了後、月額 4,000 円（8 月は 5,000 円）へ改定）は維持したうえで、保護者負担金の改定時期を３年延期します。

年度	令和４年度方針	令和８年度方針	備考
令和６～８年度	3,000 円／８月 4,000 円（激変緩和措置）	3,000 円／８月 4,000 円（激変緩和措置）	変更なし
令和９年度	4,000 円／８月 5,000 円	3,000 円／８月 4,000 円（据置）	社会情勢や運営費の状況等を勘案し、改定時期を３年延期する。
令和 10 年度			
令和 11 年度			
令和 12 年度		4,000 円／８月 5,000 円へ改定	令和 12 年度に月額 4,000 円とするが、社会情勢や運営費の状況等を勘案した上で実施の内容や是非を検討する。

②育児休業中の利用について

これまで育児休業を取得している間は利用できなかった放課後児童クラブを、育児休業期間中も利用できるよう取扱いを見直しました。（※原則下の子が１歳まで）

目次

1．三原市放課後児童クラブ（三原市放課後児童健全育成事業）とは …… 1
2．放課後児童クラブ一覧 …… 2
3．対象児童について …… 3
4．申込みについて …… 4
5．提出書類について …… 5
6．クラブ分けについて …… 6
7．審査基準による優先順位について …… 7
8．保護者負担金等について …… 8
9．緊急・災害時等の運営について …… 10
10. 保護者の妊娠出産時について …… 12
11. 児童が病気のとき …… 12
12. 児童の登会、帰宅について …… 12
13. 届出等が必要な事項について …… 13
14. 退会について …… 13
15. 児童クラブ利用に関するお願い …… 14
16. よくある質問 …… 15

1．三原市放課後児童クラブ（三原市放課後児童健全育成事業）とは

◆目的

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として設置、運営しています。

◆活動内容

児童クラブには、放課後児童支援員（以下「支援員」）を配置しています。保護者との連携を大切にし、児童の健全育成、保護者の就労及び子育て支援を図ります。

◆実施日・運営時間

下記の時間中、**保護者の就労時間に合わせて**利用することができます。

実施日	運営時間	備考
授業がある日 （月曜日から金曜日）	14：00～18：30	学校が終わってからクラブで過ごします。
長期休業日、学校行事振替日 （月曜日から金曜日）	7：30～18：30	お弁当が必要です。
土曜日	8：00～18：00	お弁当が必要です。

就労支援のための放課後児童クラブです。
ご家族のどなたかがお休みのときは家庭保育をしていただき、お子様と一緒の時間をお過ごしください。
冠婚葬祭やイベント等への参加、きょうだいの学校行事等に参加される際は、ファミリー・サポート・センター等のサービスをご利用ください。

◆休所日

○日曜日
○祝日（国民の祝日に関する法律 第３条に規定する休日）
○12 月 29 日～1 月 3 日
※その他、特別な理由でクラブを休所する場合や、運営時間を変更する場合があります。

◆お盆・年始の運営について

次の期間は一部のクラブで運営します。
○お盆：8 月 13 日から 8 月 16 日まで（令和 9 年 8 月 15 日は日曜日のため休所）
○年始：1 月 4 日
※開所するクラブは後日お知らせします。

2．放課後児童クラブ一覧

	児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
1	糸崎放課後児童クラブ	0848-62-3385	糸崎 5 丁目 2 番 43 号	旧糸崎幼稚園内	30
2	糸崎第 2 放課後児童クラブ	0848-62-2288			30
3	三原放課後児童クラブ	0848-64-0102	館町 2 丁目 3 番 1 号	三原小学校内	40
4	三原第 2 放課後児童クラブ	0848-64-0117			40
5	三原第 3 放課後児童クラブ	0848-63-4078	館町 2 丁目 5 番 2 号	歴史民俗資料館内	40
6	中之町放課後児童クラブ	0848-62-4219	中之町 6 丁目 4 番 1 号	中之町小学校内	60
7	中之町第 2 放課後児童クラブ	0848-62-4229			40
8	深放課後児童クラブ	0848-63-5781	深町 1589 番地	深小学校内	20
9	西宮放課後児童クラブ	0848-64-5120	西宮 2 丁目 7 番 1 号	西小学校内	40
10	西宮第 2 放課後児童クラブ	0848-63-5953			30
11	西宮第 3 放課後児童クラブ	0848-62-3255			40
12	西宮第 4 放課後児童クラブ	0848-63-3177	西宮 1 丁目 26 番 3 号	西宮集会所内	30
13	円一放課後児童クラブ	0848-67-6556	円一町 2 丁目 7 番 2 号	南小学校内	60
14	円一第 2 放課後児童クラブ	0848-67-6558			60
15	円一第 3 放課後児童クラブ	0848-64-7170	円一町 2 丁目 1 番 1 号	リージョンプラザ 1 階	60
16	明神放課後児童クラブ	0848-62-5192	明神 1 丁目 7 番 1 号	明神会館内	70
17	明神第 2 放課後児童クラブ	0848-62-5192			25
18	明神第 3 放課後児童クラブ	0848-62-5172			20
19	沼田放課後児童クラブ	0848-66-4422	沼田 2 丁目 1 番 32 号	沼田小学校内	20
20	小坂放課後児童クラブ	0848-66-6309	小坂町 3553 番地	小坂幼稚園内	30
21	沼田東放課後児童クラブ	0848-66-0899	沼田東町片島 273 番地	沼田東小学校内	48
22	沼田東第 2 放課後児童クラブ	0848-66-1100			40
23	小泉放課後児童クラブ	0848-66-6344	小泉町 4840 番地 1	小泉小学校内	30
24	沼田西放課後児童クラブ	0848-86-3110	沼田西町松江 1508 番地	沼田西幼稚園内	35
25	須波放課後児童クラブ	0848-63-3805	須波 1 丁目 22 番 1 号	須波小学校内	40
26	幸崎放課後児童クラブ	0848-69-0048	幸崎能地 3 丁目 16 番 2 号	幸崎小学校内	40
27	本郷放課後児童クラブ	0848-86-3522	本郷北 3 丁目 15 番 1 号	本郷小学校内	55
28	本郷第 2 放課後児童クラブ	0848-86-1616	本郷南 6 丁目 13 番 9 号	旧本郷西老人集会所内	44
29	南方放課後児童クラブ	0848-86-1955	本郷町南方 4003 番地	本郷西小学校内	38
30	南方第 2 放課後児童クラブ	0848-86-1966			38
31	船木放課後児童クラブ	0848-86-5011	本郷町船木 1972 番地	旧船木小学校内	30
32	久井放課後児童クラブ	0847-32-8900	久井町下津 735 番地	久井中学校内	40
33	久井第 2 放課後児童クラブ	0847-32-8901			40
34	大和放課後児童クラブ	0847-34-0355	大和町大具 2362 番地 1	大和小学校内	45

3．対象児童について

◆対象児童

小学校に就学している市内に住民票のある児童。
新１年生の児童も、４月１日から利用が可能です。

◆要件

一緒にお住まいの保護者の皆様が以下のいずれかに該当する場合。

○就労していること

★1 年生の児童の保護者

１週間のうち４日以上かつ１日につき６時間程度、概ね午後３時まで

★2 年生以上の児童の保護者

１週間のうち４日以上かつ１日につき６時間程度、概ね午後４時まで

※長期休業中の入会については、上記の時間要件を概ね午後１時までに緩和します。
ただし、定員を超過せず、クラブ運営に支障のない範囲での受け入れとなります。

※就労時間が短い場合は、優先順位が下がります。

○大学・専門学校等へ就学していること

○長期にわたり疾病や障害のある親族を介護していること

○疾病等による療養中や、心身に障害があること

○産前産後期間（出産予定日の産前６週、産後８週）であること
※多胎妊娠の場合は、出産予定日の産前 14 週、産後８週

○育児休業中であること
※原則下の子が１歳まで

※住民票上別世帯であっても、同一住所地にお住まいの方は同居をしているものとみなします。
※保育の必要性が高い児童から入会決定します。特別な事情のある方はご相談ください。

上記の条件に該当していても、入会希望者が多数いる場合や、保護者負担金を滞納しているなどの場合は、審査・入会ができないことがあります。



4．申込みについて

◆放課後児童クラブの利用には申請が必要です

◆入会申込期間一覧

（通年・年度途中利用の場合）

入会希望日	R9.4.1～	R9.5.1～	R9.6.1～	R9.7.1～ R9.8.1～	R9.9.1～	R9.10.1～	R9.11.1～	R9.12.1～	R10.1.5～	R10.2.1～	R10.3.1～
受付期間	R8.12.1 ～ R8.12.18	R9.3.11 ～ R9.4.9	R9.4.12 ～ R9.5.10	R9.5.11 ～ R9.6.10	R9.7.12 ～ R9.8.10	R9.8.12 ～ R9.9.10	R9.9.13 ～ R9.10.8	R9.10.12 ～ R9.11.10	R9.11.11 ～ R9.12.10	R9.12.13 ～ R10.1.7	R10.1.11 ～ R10.2.10

（長期休業利用の場合）

長期休業	R9.4.1～R9.4.7 （春休み）	R9.7.21～R9.8.31 （夏休み）	R9.8.1～R9.8.31 （夏休み）	R9.12.25～R10.1.7 （冬休み）	R10.3.26～R10.3.31 （春休み）
受付期間	R8.12.1 ～ R8.12.18	R9.5.11 ～ R9.6.10		R9.10.12 ～ R9.11.10	R10.1.11 ～ R10.2.10

◆入会申込方法・提出先

○申請書の場合

三原市放課後児童クラブ入会登録申請書及び必要書類を、子育て支援課、各支所地域振興課、各児童クラブまで提出してください。

○電子申請の場合

←令和９年４月１日の入会申請はこちらから

←令和９年５月１日以降の入会申請はこちらから

注意事項

★入会希望者が多数の場合は入会できないことがあります。
★放課後児童クラブ負担金に滞納がある場合は、完納するまで審査しません。
★入会を辞退する場合は、必ずご連絡ください。辞退申し出なくクラブをご利用されない場合、入会を決定した月から保護者負担金が発生します。
★年度内に再入会する場合もその都度申請書・証明書が必要です。

【利用待機となった方】

一度申請書を提出していただくと、利用申請期間中は毎月審査を行いますので、再度申請する必要はありません。（長期休業利用希望者は、再度審査はしません）

入会が可能になれば、入会可能月の前月の 20 日頃に郵送で通知します。

5．提出書類について　◆申請に関する書類は市指定の様式を使用してください。

《1》令和 9 年度三原市放課後児童クラブ入会登録申請書（児童につき 1 部）
→電子申請の場合は必要ありません。

《2》保育を必要とする状況を証明する書類（家庭につき 1 部）
→電子申請の場合は申請画面に画像か PDF を添付してください。
最年少のお子様の申請書に添付し、年長のお子様の申請書に「〇〇、（〇〇には名前を記入）に添付」とご記入ください。

就労	就労している方 （自営業・農業等含む）	・就労証明書 **※保育所入所用と共通様式です。** **※児童クラブ入会申込と同時に保育所を申し込まれる場合は、保育所申込書に就労証明書原本を添付してください。児童クラブの申請書にはコピーを添付してください。** **※児童クラブ用と保育所用で 2 部作成する必要はありません。**
	就労予定の方 （就労が決定している方）	・申立書（疾病・出産・就学・特殊事情） ・採用の募集要項（就労形態等がわかるもの）の写し
就学	就学中の方	・申立書（疾病・出産・就学・特殊事情） ・学生証の写しまたは在学証明書
	就学予定の方 （就学が決定している方）	・申立書（疾病・出産・就学・特殊事情） ・合格通知書または学生証の写し、在学証明書
介護、看護等 （親族を介護する場合）		・介護（看護）状況申告書 ・医師の診断書（市指定様式）又は障害者手帳等の写し
疾病、障害等 （本人に介護が必要な場合）		・申立書（疾病・出産・就学・特殊事情） ・医師の診断書（市指定様式）（必要に応じて障害者手帳等の写し）
妊娠・出産		・申立書（疾病・出産・就学・特殊事情） ・母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の分かるページ）
育児休業		・就労証明書 ※就労証明書の育児休業の取得欄に取得（取得予定）期間を記載

注意点
★65 歳未満の同居している祖父母も証明書の提出が必要です。（別世帯でも必要です）
★父母の住民票が三原にある場合は、単身赴任でも各種証明書を提出してください。
★各種証明書は、申請する直近（3 ヶ月以内）の日付で証明を受けてください。
★就労証明書と相違する時間帯でのクラブ利用が顕著な場合には、就労先に内容の確認や、就労の実態が確認できる書類の提出を依頼する場合等があります。

◆支援が必要な児童について
支援が必要な児童については、入会登録申請書の「児童の状況について」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
お子様を集団の中で安全に見守るため、できる限り詳細に記入してください。就学前利用施設、学校、こども家庭センター等と連携して対応します。
※各種手帳を所有している場合は、手帳の写しを添付してください。

6．クラブ分けについて

受け入れする児童の学年・人数に応じてクラブの振り分けを行います。入会登録申請書に《希望するクラブ名》の記入欄がありますので、次のとおり記入してください。

小学校区内に複数のクラブがある場合　⇒　第〇等は記入せず、代表クラブ名のみ記入
例）　〇円一　×円一第 2
附属小学校・三原小学校の方　⇒　附属小：三原第 3
三原小：原則として三原
※振り分けの結果、三原第 3 になる場合があります。

◆附属小学校を受験している新 1 年生の方
申請書には小学校欄…「附属小」／希望クラブ欄…「三原第 3」と記入し、入学される小学校が変更になりましたら、至急、子育て支援課までご連絡ください。

◆長期休業日の児童クラブの利用について
保護者の方の責任において送迎のできる場合や、特別な事情（保護者の職場、祖父母の家が近いなど）がある場合は現在通っている学校区外のクラブへの申し込みを可能とします。

◆民間の放課後児童クラブ
〇三原小、附属小、鷺浦小学校区対象
運営事業者は㈱ワタナベミュージックラボです。入会に関する問い合わせ先：TEL:0848-63-2180

児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
I love kids	0848-63-2180	城町一丁目 20-16	通ビル　2 階	35

〇南小、西小学校区対象
各学校から児童クラブへ車で送迎しています。運営事業者は㈱ULTRA CONSULTING です。
入会に関する問い合わせ先：TEL:0848-61-3710

児童クラブ名	電話番号	所在地	場所	定員
Kids Garden PEEK-A-BOO（ピーカーブー）	0848-61-3710	宮浦三丁目 15-26	1 階	30

【民間の児童クラブの利用について】
公設の児童クラブが入会待機となった後、民間の児童クラブをご利用される場合は公設の児童クラブへの入会申請を辞退していただきますので、必ずご連絡ください。



7．審査基準による優先順位について

入会希望者がクラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

★年齢の低い児童
★保護者の勤務時間、日数の長い児童
★保護者がひとり親の児童
★障害者手帳を持つ児童や、支援の必要な児童
★同居する祖父母や近所に親族がいない児童
★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子様からご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

また、放課後児童クラブ負担金に滞納がある方は、完納されるまで審査しません。



8．保護者負担金等について

種別	金額	納付先	納付方法
保護者負担金	月額　3,000 円 （8 月は 4,000 円）	市役所	口座振替もしくは納付書（コンビニでの支払いも可能）で納付
教材費	月額　2,000 円	クラブ	現金（集金袋使用） ※一部のクラブでは口座振替
傷害保険料	年額　800 円	市役所	納付書で納付

保護者負担金・教材費は、利用日数に関わらず発生します。日割りは行いません。（春休み、夏休み、冬休みを 2 か月にまたがり利用される場合、それぞれ 2 か月分が必要です。）

◆保護者負担金について

クラブ運営（支援員の人件費、児童クラブの維持管理・施設整備費等）に使用しています。在籍期間中は保護者負担金が必要です。児童が 1 か月にわたり欠席（児童が入院する場合を除く）した場合や、月途中の入退会についても、在籍であれば 1 か月分の負担金が必要です。

口座振替による納付	手続き	「三原市料金等口座振替依頼書」に記入・押印し、提出してください。 依頼書は市内金融機関又は子育て支援課で用意しています。 **提出場所**　市指定金融機関（※）
	振替機関	中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、ひろしま農業協同組合、しまなみ信用金庫、呉信用金庫、広島信用金庫、中国労働金庫、広島県信用組合、両備信用組合、ゆうちょ銀行
	開始月	依頼書を提出後、1～2 か月後に振替が開始されます。 振替開始月に「口座振替納付通知書」を送付します。 ※振替が開始されるまでの負担金は、納付書で納付してください。
	振替日	毎月の末日（12 月のみ 25 日。休業日の場合は、翌営業日に振り替えます。） **※残高が不足しているときは振替ができません。再振替はできませんので、後日送付する督促状を使用して納付してください。**

※現在口座振替を利用している方は、継続して振替します。

退会された方でも、以前の口座から振り替えることができます。

納付書による納付	送付	4 月 1 日入会の場合は、4 月 20 日頃に全月分をまとめて送付します。 4 月 1 日入会以降の場合は、入会決定通知と併せて送付します。 ※年度途中から口座振替を開始された方は、「口座振替納付通知書」に記載している月の納付書は破棄してください。
	納付	市役所／市指定金融機関／コンビニ収納／PayPay

◆保護者負担金の多子軽減について（申請は必要ありません）

放課後児童クラブにきょうだいで登録がある世帯については、2 人目以降の保護者負担金を半額とします。

	1 人目（月額）	2 人目以降（月額）
8 月以外	3,000 円	1,500 円
8 月	4,000 円	2,000 円

◆保護者負担金の減免について　（申請は 4 月 1 日から受け付けます。申請は毎年必要です。）

申請によって負担金を減額・免除することができます。申請月から審査の対象となります。

遡っての適用・申請はできません。4 月からの減免を希望する場合、4 月中に申請してください。

納付が困難な場合は、児童手当から差し引くことができますので、ご相談ください。

対象となる方

① 生活保護法による保護を受けている世帯　② 当該年度の市民税非課税世帯

③ 1 か月にわたって入院等の理由により児童クラブを欠席する児童の保護者

※②の方は 6 月に決定します。4・5 月分は納付してください。決定後に還付します。

必要な物　放課後児童クラブ負担金減免申請書　申請窓口　子育て支援課、各クラブ

申請については、次の QR コードから電子申請も可能です。受付開始は令和 9 年 4 月 1 日です。

◆教材費について　※教材費の減免はありません

絵本等の教材、消耗品、おやつの購入に使用しています。利用日数に関わらず、在籍期間中は教材費が必要です。日割りは行いませんが、1 日も利用がない月は全額返金します。支援員が毎月集計し、学期ごとに保護者の方に監査をお願いしています。

納付の際は、ひとり降会の場合でも、クラブにて必ず保護者の方が支援員に手渡ししてください。お子様が現金を持ち、トラブルに巻き込まれないようにするためです。

教材費の納付について

4 月分は事前訪問時に集金します。（年度当初新規入会の方）

5 月以降は、利用する月の前月 25 日までに、集金袋でクラブへ直接納付してください。

（一部、口座振替となるクラブもあります。手続き方法は別途クラブから案内があります。）

◆傷害保険料：公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

全員保険加入が原則で、利用辞退・退会による掛金の返還はありません。

【公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ】　http:/www.sportsanzen.org

〇補償対象　**補償期間：令和 9 年度中（年度途中入会の方は手続きが完了したときから）**

活動中及びクラブへの往復中のけがや事故に適用されますが、**お子様の故意による物損については対象外です。実費で修理費用等を保護者に負担いただきます。**

※放課後子ども教室で「スポーツ安全保険」に加入されている方は、加入は不要です。

傷害保険料の納付について

入会決定通知書と合わせて保険料の納付書を送付します。クラブ訪問前までに必ず納付してください。

※納付の確認ができるまでクラブへ出席することができません。

9．緊急・災害時等の運営について

避難情報警戒レベル 4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブは休所します。

気象情報が警報のみの時、クラブは開所しますが、必ず保護者の送迎が必要となります。児童のみの登降会は絶対にできません。

もし、児童のみでの登降会が確認された場合は運用を見直すこととなります。

お子様の安全のためにもご協力をお願いします。

なお、緊急時には保護者への個別連絡ができない場合があります。三原市公式 LINE や三原市メール配信システムに登録をいただくなど、最新の警報発令や避難情報発令を確認してください。

◆気象情報が発令された場合・学校閉鎖等になった場合

<table>
<tr><th>ケース</th><th colspan="2">放課後児童クラブの対応</th></tr>
<tr><td>避難情報警戒レベル 3（高齢者等避難）が発令された地域にあるクラブ</td><td>学校課業日
土曜日
長期休業日</td><td>〇開所します。
〇警報が発令されている場合は、必ず保護者の送迎でクラブの登降会を行ってください。</td></tr>
<tr><td>午前 6 時の時点で避難情報警戒レベル 4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブ</td><td rowspan="3">学校課業日
土曜日
長期休業日</td><td rowspan="3">〇休所します。（発令解除後、市が運営可能と判断した場合は、別途お知らせします。）
※クラブ登会後に避難情報警戒レベル 4（避難指示）以上が発令されている場合は、保護者による速やかなお迎えをお願いします。</td></tr>
<tr><td>午前 6 時からクラブ開所時間前に避難情報警戒レベル 4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブ</td></tr>
<tr><td>クラブ開所時間以降に避難情報警戒レベル 4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブ</td></tr>
<tr><td>小学校登校後に警報が発令され、途中下校となった場合</td><td colspan="2">〇開所時間である 14 時から開所します。
〇警報が発令されている場合は、早めのお迎えをお願いします。</td></tr>
<tr><td>インフルエンザ等で、学年・学級閉鎖となった場合</td><td colspan="2">学年・学級閉鎖の期間中（授業カットを含む）、当該学年・学級の児童は健康であっても登会できません。
在籍する児童のきょうだいが学年・学級閉鎖になった場合も、感染症の蔓延を防ぐため、できるだけ家庭での保育にご協力ください。</td></tr>
</table>

※警報が発令されて児童が登会している場合は、早めのお迎えをお願いします。

※送迎は、保護者の責任において行ってください。

※警報の種類は各小学校の休校の規定に準じます。

◆その他、Ｊアラート等による緊急情報が発信された場合

学校の警報発令・対応に準じてクラブを運営します。(学校長の判断により臨時休校や登下校の変更を行う場合があります。)

深夜・早朝等、学校始業前に緊急情報が発信され自宅待機となった場合、児童クラブは緊急情報が解除され、安全が確認できてから開所します。

◆地震が発生した場合

授業がある日（月曜日から金曜日）

	ケース	放課後児童クラブの対応
震度5弱以上の地震	運営時間前（前日 18 時 30 分から当日 7 時 30 分）までに発生した場合	休所します。
	小学校登校後に発生した場合	休所します。 ※保護者が迎えに来るまで、学校で待機します。
	児童クラブ登会後に発生した場合（※1）	地震が発生した時点で休所します。 ※余震や周囲の状況を確認のうえ、支援員が児童を引率し、避難場所へ移動します。
震度4以下の地震	小学校登校後に発生し、緊急集団下校となった場合	14 時からクラブを開所します。 14 時までは学校で過ごします。
	児童クラブ登会後に発生した場合（※2）	運営を継続します。

（※2）周囲の状況によっては（※1）の対応をとる場合があります。

土曜日・長期休業日・振替休日

	ケース	放課後児童クラブの対応
震度5弱以上の地震	運営時間前（前日 18 時 30 分から当日 7 時 30 分）までに発生した場合	休所します。
	児童クラブ登会後に発生した場合（※1）	地震が発生した時点で休所します。 ※余震や周囲の状況を確認のうえ、支援員が児童を引率し、避難場所へ移動します。
震度4以下の地震	運営時間前（前日 18 時 30 分から当日 7 時 30 分）までに発生した場合	7 時 30 分（土曜日は８時）からクラブを開所します。
	児童クラブ登会後に発生した場合（※2）	運営を継続します。

（※2）周囲の状況によっては（※1）の対応をとる場合があります。

１０．保護者の妊娠出産時について

出産予定日を基準として出産予定日の産前 6 週、産後 8 週間児童クラブを利用できます。産前産後に利用する際は、申立書と母子手帳の写しを子育て支援課に提出してください。

必要な物　母子手帳、申立書　　申請窓口　子育て支援課

申請については、次の QR コードから電子申請も可能です。

１１．児童が病気のとき

感染症にかかった場合等には、経過報告書もしくは、治癒証明書をクラブに提出してから登会してください。書類はクラブで準備しています。その他の感染症でも、医師の診断を受け、適切な時期に登会してください。

【経過報告書が必要な感染症】※保護者が作成
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
【治癒証明書が必要な感染症】※主治医が作成
はしか、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ、結核、プール熱、百日咳等

★三原市病児保育室（有料）【対象年齢は小学校 6 年生まで】
こども保育課（0848-67-6042）での事前登録等が必要です。

１２．児童の登会、帰宅について

保護者の送迎による登会帰宅方法と、児童のみでの登会帰宅方法を選択できます。ただし、学校の指示や、気象警報・避難準備情報発令時及び地震発生時等には、保護者の送迎をお願いします。登会、帰宅は、保護者の責任において行ってください。

◆注意事項◆

・児童のみで帰宅する場合は、3 月から 10 月までは 17 時、11 月から 2 月までは 16 時 30 分に送り出します。
・登会、帰宅方法は、必ずお子様と確認してください。変更のある場合は、電話や生活ノートで事前にお知らせください。ただし、当日の変更はできません。
・安全指導（寄り道をしない、不審者に注意するなど）や通学路の確認をお願いします。
・児童の安全確保のため、時間内の利用を厳守してください。
・児童が開所前にひとりで待機することがないようにしてください。

１３．届出等が必要な事項について

入会申請時に提出した申立書、就労証明書、介護（看護）状況申告書、診断書等の内容が変更・更新される場合等は必ず新しい申立書等を提出してください。

【届出が必要な例】

・勤務先変更、就労条件変更、雇用期間の更新　　・育児休業の取得

・市内転居によって小学校を転校する場合

※転校先でクラブの利用をする場合は申し出が必要です。ただし、入会についてすぐにご案内できない場合があります。

必要な物　申立書、就労証明書等　　申請窓口　子育て支援課

申請については、次の QR コードから電子申請も可能です。

１４．退会について

◆提出物

市の決定した期間より前に退会を希望する場合や入会決定通知後に入会を取りやめる場合は、「放課後児童クラブ入会登録抹消申出書（退会届）」の提出が必要です。書類は子育て支援課、各児童クラブに準備しています。

必要な物　放課後児童クラブ入会登録抹消申出書　　申請窓口　子育て支援課

申請については、次の QR コードから電子申請も可能です。

※夏休み入会で、入会登録が 8 月 31 日までとなっている方が 8 月で利用を止める場合等、利用決定最終月と同一月内に退会される場合には必要ありません。

★退会届提出日から遡っての提出・適用はできません。

★保護者の就労時間の変更等で、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することができません。速やかに退会届を提出してください。

★会社の倒産等自己都合以外で就労が出来なくなった場合には、クラブの利用を継続できることがあります。ご相談ください。

◆保護者負担金の取扱い

放課後児童クラブ入会登録抹消申出書（退会届）の提出がなければ、クラブを利用していなくても負担金が発生します。
また、日付を遡っての退会はできません。利用を中止する場合や退職等により利用要件に該当しなくなった場合は速やかに退会届を提出してください。

１５．児童クラブ利用に関するお願い

特に守っていただきたい以下の点について、保護者のご理解とご協力をお願いします。

○利用時間について

登会・降会については、時間を十分厳守し、運営時間内のご利用にご協力ください。

○適正利用について

就労支援の施設ですので、お仕事がお休みの時には利用できません。

冠婚葬祭やイベント、ごきょうだいの学校行事等へ参加する際は、ファミリー・サポート・センター等のサービスをご利用ください。

○宿題について

宿題の実施状況の確認は行いません。ご家庭での確認をお願いします。

◆薬について

クラブでの与薬は、処方箋のあるお薬のみ可能です。

与薬は時間を調整するなど、できるだけご家庭での対応をお願いしていますが、クラブでの与薬が必要な場合は、クラブへ依頼書を提出してください。

消毒液・絆創膏・シップ・冷却ジェルシート等を常備し、活動中のケガや発熱の際等に使用することがあります。

これまでに、市販の薬剤を使用し、アレルギーや肌荒れ等の諸症状を引き起こしたことがある場合は、必ず申し出てください。

○服装・持ち物について

原則として禁止される服・靴・装飾品	禁止とされる理由
タンクトップ等の袖のない服 （ノースリーブ）	脇部分に布がないと、汗を十分に吸うことができません。 また、肩が冷房等で過剰に冷える可能性があり、体温調節が難しくなります。
華美な装飾のついた服 （チェーン等）	装飾品が活動中に引っかかり、服が破れるなど、怪我の原因となってしまう可能性があります。
丈の短い服等、お子様の肌が過度に露出する服	特に、女のお子さんについては、過度にスカートが短いと、下着が見えてしまうことがあります。 できるだけクラブでの着用は避けてください。 トラブルを防ぐためにも、スカートを着用する際には可能な範囲で、スパッツを履くなどの対策をお願いします。
サンダル （クロックスを含む）	転倒しやすくなります。 露出している部分を怪我してしまうことがあります。 また、緊急の際走って逃げることが難しくなりますので、原則としてスニーカー等の運動靴の着用をお願いします。 なお、怪我等で通常の運動靴を履くことができない場合や、身体的事情から運動靴を履くことが適当でないと認められる場合はこの限りではありません。

ネックレス・イヤリング等のアクセサリーや髪飾り（装飾品）	装飾品が引っかかって怪我をする恐れがあります。 また、カードや漫画本と同じくトラブルの原因となります。着用・装飾だけでなく、持ち込みもご遠慮ください。
ネイルカラー（マニキュア）や口紅・グロス等の化粧品・香水	肌や爪等、体に直接付着する化粧品や香水等は持ち込まないでください。 お子様によってはアレルギーを発症することもあります。

１６．よくある質問

Q．本社が市外にあり、就労証明書の取り寄せが間に合いません。
A．期限までに申請書だけを提出し、就労証明書は取り寄せができ次第、提出してください。就労証明書の提出がなければ審査ができません。提出が遅くなると入会できない可能性もあることをご了承ください。会社には余裕を持って証明書の作成依頼をしてください。

Q．保護者の就職活動での利用はできますか？
A．就職活動での利用は原則としてできません。
ただし、就職活動の理由が自己都合でない場合（会社の倒産等）については、
この限りではありません。

Q．夏休み利用希望で申込みましたが、７月は利用しません。保護者負担金はどうなりますか？
A．市が利用決定した期間中（在籍期間中）は保護者負担金が発生しますので、利用しなくても支払いが必要です（月に１日も利用がなければ教材費は返金します）。
利用を辞退される場合は必ず児童クラブ・子育て支援課の両方にご連絡ください。

Q．就職活動をしており、当月 23 日に決定の内示、翌月１日から就労開始というスケジュールの場合、翌月１日から入会したいのですが、どのようにすればよいですか？
A．期限までに申請書、会社の募集要項（就労形態や試験日がわかるもの）、申立書を提出してください。内定次第、就労決定通知書を、その後に雇用証明書を提出してください。
※就労内容が確認できなければ審査及び入会決定はできません。
手続きに数日を要するため、入会決定後すぐに利用できるとは限りません。また、必ず入会できるとも限りません。

Q．お迎えが間に合わないのですが、支援してもらえる制度はありますか？
A．三原市では市民による有償ボランティア、「ファミリー・サポート・センター」の利用をおすすめしています。ただし、会員の都合によりご希望に沿えない場合もあります。
詳細は、児童館ラフラフの専属スタッフ（0848-67-1123）にご相談ください（事前登録が必要です）。

◆入会申込期間一覧（再掲）

（通年・年度途中利用の場合）

入会希望日	R9.4.1～	R9.5.1～	R9.6.1～	R9.7.1～ R9.8.1～	R9.9.1～	R9.10.1～	R9.11.1～	R9.12.1～	R10.1.5～	R10.2.1～	R10.3.1～
受付期間	R8.12.1 ～ R8.12.18	R9.3.11 ～ R9.4.9	R9.4.12 ～ R9.5.10	R9.5.11 ～ R9.6.10	R9.7.12 ～ R9.8.10	R9.8.12 ～ R9.9.10	R9.9.13 ～ R9.10.8	R9.10.12 ～ R9.11.10	R9.11.11 ～ R9.12.10	R9.12.13 ～ R10.1.7	R10.1.11 ～ R10.2.10

（長期休業利用の場合）

長期休業	R9.4.1～R9.4.7 （春休み）	R9.7.21～R9.8.31 （夏休み）	R9.8.1～R9.8.31 （夏休み）	R9.12.25～R10.1.7 （冬休み）	R10.3.26～R10.3.31 （春休み）
受付期間	R8.12.1 ～ R8.12.18	R9.5.11 ～ R9.6.10		R9.10.12 ～ R9.11.10	R10.1.11 ～ R10.2.10

電子申請 QR コード

令和 9 年 4 月入会登録申請

受付 R8.12.1～R8.12.18

令和 9 年 5 月以降入会登録申請

受付 R9.3.11～

保護者負担金減免申請

受付 R9.4.1～

不足書類の提出や各種届出

受付随時